

研 究 報 告

○『埼玉県における資料保存体制と協定・要領の見直しについて』

阿部 浩和委員長（加須市立加須図書館）

○「埼玉県内公共図書館等における資料保存に関する調査」等の

実施及び結果について

- 1 埼玉県内公共図書館等における資料保存に関する調査の結果
- 2 埼玉県内公共図書館等における資料保存に関する調査結果
- 3 都道府県域における資料保存に関する調査の結果
- 4 都道府県域における資料保存に関する調査結果
- 5 資料保存に関する調査
資料保存に関する調査 1～3（回答）

○『埼玉県における資料保存体制と協定・要領の見直しについて』

阿部 浩和委員長（加須市立加須図書館）

図書館ネットワーク専門委員会で委員長を務めさせていただいております、加須市立加須図書館の阿部浩和と申します。

まず、現在実施されております、埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定と実施要領の成立までを確認しますと、リクエストされた資料が自館にない場合、横断検索やISBN目録等で他館の所蔵がわかれば、その館から取り寄せて利用者に提供することができる図書館協力の体制は、他の都道府県に見られないほど、盛んに行われています。



しかし、以前借りたことのある資料を再び借りようとしたとき、その資料はすでに除籍されているということも少なからずあったため、県域レベルでの資料保存体制の合意形成を図るべく、平成15年度・16年度において、現在の図書館ネットワーク専門委員会において、資料保存体制の確立をテーマに研究が進められました。

その中で、都道府県立図書館や市町村立図書館へのアンケートを行うとともに、当時から先進事例であった、滋賀県立図書館や東京都立図書館の方にご講演をいただき、滋賀県立図書館の方には、県立図書館が主体となって、集中保存を行っていたお話や、東京都立図書館の方には後の多摩デポの発足までの経緯等をお話していただきました。

また、県内の市町村立図書館のアンケート結果を見ますと、資料保存の体制が必要であると回答した館がおよそ87%もの館がありました。

これらのことについては、平成16年度の図書館ネットワーク専門委員会報告書に詳しく載っていますので、興味のある方はご覧下さい。

そのような状況の中で、平成17年度に『資料保存検討委員会』が図書館協力担当者会の中に設置され、県立図書館職員をはじめ、市町村立図書館からも当時あった浦和・久喜・熊谷といったエリア別に集まった13名で検討し、平成18年度に図書館協力担当者会と埼玉県図書館協会総会の承認を経て、協定と要領が実施されました。

この埼玉県での資料保存体制のポイントとしては、相互貸借のために利用していた埼玉版ISBN総合目録のために各館から抽出されたISBNデータを

利用して、データが1つしかないもの（単館所蔵資料）を抽出し、それを希少資料として、各図書館が責任をもって保存する体制が、この問題の当面の対応策として考え出され、現在に至っております。

しかしながら、ISBNの抽出データを利用することから、ISBNのある一般書と児童書に限定されていることや、1980年以前の資料についてはISBNが付与されていないなど課題として残されておりますし、当時の提案内容を見ると「将来的には、県内全体を見据えた共同保存場所の確保等を課題として、総合的な検討がなされることを期待するものである」とありますが、現在のところ、共同保存場所の確保等について、進展はありません。

もちろん、当時問題であった、単館所蔵資料データの図書館システムへの取り込みはほとんどの図書館で可能となっておりますし、ISBNのない資料については、その後運用された県内の横断検索システムを利用できるのではないかと、タイトルや著者名等の書誌情報をテキスト抽出して新たな総合目録システムを作れないかなどの研究も図書館ネットワーク専門委員会で行っております。

さて、協定と実施要領が成立したのが、平成18年度ですが、その前後も含めて、単館所蔵資料数の推移を見てみますと、平成16年度に18万6千件であったものが、平成18年度には24万件を超え、一番最近の平成24年度では34万件を超えていることがわかります。

確かに、この期間は図書館の開館もありますし、資料費が削減されているとはいえ、資料数も増加しておりますから、単館所蔵資料数も当たり前といえは当たり前なのですが、1.8倍に増えております。

図書の資料総数に占める割合としては1%ということで、抽出されたISBNデータの約2割ということは、変わっておりません。

このように、協定と要領が成立した当時に比べて、様々な状況が変化しております。

そこで、今回の協定と要領の見直しについての経緯について話しますと、当時に比べて、各館の書庫等の容量が逼迫し始めている一方、単館所蔵資料数の増加が著しくなっていること、それに加え、単館所蔵資料として保存している資料を見ていると、どうも希少資料というほど、取っておいても利用されないのではないかと感じているなど、実際に運用してみて困る状況になってきているということが挙げられます。

また、今回の見直しに踏み切った大きな理由が、おそらく新県立図書館の建設構想がニュースになったことでしょう。事務局の方々が県立図書館職員のため、実際の様子はどうなのかという質問も図書館協力担当者会や図書館ネットワーク専門委員会の中で質問されていましたが、どうも県立図書館の人にもまだ伝わっていない面が多いようですが、当時から課題であった共同保存場所として

県立図書館の書庫を大きくしてもらうなどできるのではないかと、という市町村立図書館側の期待も大きいためだと思われます。

そこで、図書館協力担当者会の中で、見直しをする承認をしていただき、前回とは異なり、図書館ネットワーク専門委員会内で単館所蔵資料保存検討会を開くことになりました。

その検討会を市町村立図書館から選出された各図書館職員と図書館ネットワーク専門委員、当委員会の事務局と県の資料管理担当職員といった総勢12名で、昨年3回検討してまいりました。

その中で、前回とは中身が変わりますが、各都道府県立図書館と県内市町村立図書館にアンケートを実施し、資料保存について当時と変わった点を見つけ出すことと、単館所蔵資料だからといって保存しなくても良い資料をどうするか考えることにしました。細かいアンケートの回答内容やその分析については、今年度末くらいに発行される当委員会の研究報告書をご覧くださいとして、主な点をあげますと、都道府県立図書館へのアンケートではなんらかの保存体制があると答えた館が17館36%となっており、集中保存4館、分担保存8館、その両方の併用が5館となっていました。

しかしながら、図書館資料全てにおいてということではなく、郷土資料や雑誌、新聞といった一部資料であったり、除籍時に県立図書館に照会して県立図書館で未所蔵の資料を中心にといったものまで、色々でしたが、保存体制がまだない都道府県も多いことがわかりました。

一方、県内市町村立図書館では、蔵書の収蔵率を見ますと、平成16年度にはおよそ8割以下だった館が回答数の1/4、つまり25%だったのに対し、現在では約10%の館しかなく、回答館の全体で見ると、平均して100%を超えているということがわかりました。

もちろん、図書の収容可能数と実際の蔵書数からの数値ですから、若干の誤差はあるにしても、どの館も書庫が逼迫している状況にあるということがわかりました。

そして、どのようなものが今後保存していくべきか、保存除外資料をできるだけ簡単に判別するにはどうしたよいかということについてです。アンケートの設問自体にも一部重複するような内容もあり、回答しにくかった館もあるのではないかと思います、恐縮していますが、似たようなものを再度まとめると回答の多かった順にご覧のとおりになっております。

体感的にもそうだろうなあと感じていましたが、類書が多いものや年々変化して古くなり利用されなくなったものなどが保存除外資料になっていますし、逆に優先して保存していく必要があると思われるのは、その年その年の変化や内容がわかる年刊や統計書や白書関係と類書というものがない小説やエッセ

セイといった文学作品が圧倒的な回答となっております。

もちろん、保存除外資料といっても、保存する気がさらさらでないわけではないことは私もこの業界の中の人ですから、わかっていますし、わかってもらえていると思います。

そもそも、今回の見直しで「もう書庫が入らないから分担保存もやめるね」という方向性ではなく、可能な限り資料を保存していくという意義は継承していくつもりで見直しでしたから、アンケートの回答にも多く見られた感じがしました。特にそれが現れているのが、両方に記述が出ている法律関係でしょうか。

アンケートにそれぞれを選んだ理由を記述する欄がないために、同様の回答をした検討会の方々の意見からですが、「法律関係はもちろん収集するけど、法改正があると、利用はなくなるという面では保存しなくても良いものだと思うけど、その一方で、改正前の条文を参照したり、当時の法律として記録を残す意味でも保存していく必要もある」といった内容でした。確かに法改正があると逆に開架図書として第一線に置いておくのは危険な感じもしますが、当時の法律がこうだったからこういう事件が多発した、とかそういう調査研究のためにもある必要はあるなあと、私も感じました。なので、今回の見直しの中には除外資料として含まれていません。

では、単館所蔵資料に何か特徴があるかどうかを知れば、書庫を逼迫させている原因がわかるかもしれないとも考えましたので、本来であれば、前述の34万点の単館所蔵資料のISBNデータを書誌にして考えれば確実なのですが、この件数を分類番号をつけて書誌を見てというのは、ゆるくない作業となってしまいます、検索をかける自動プログラムも高負荷となってしまいますので、例として、私の所蔵している加須市立加須図書館の例をあげて見ますと、加須館では641件の単館所蔵資料のISBNデータがありました。

それを資料種別ごと、発行年ごと、分類ごとに分けてみますと、資料種別については、一般書が多いというのは当たり前ですし、児童書については私の前任者が定評のある児童書を中心に購入していたこともあり、隣の分類表を見てもらってわかるように、この児童書の内訳の実際はほとんどが外国語絵本であると考え、こういう数値になるもの頷けます。

当館は蔵書数の割りに除籍数が少ないので、汚破損や不明や弁償等で除籍される以外の資料はほとんど除籍していないため年代別に見てみました。10年区切りで考えると、数値的には新しいものが多いというように見えますが、現在の加須館がオープンしたのが2004年で、それまであった不動岡図書館分を加須図書館にそのまま移管したものですから、所蔵数に差があるためだと考えられました。

また、分野別に見ると、ほぼ蔵書構成どおりですが、数値的にはやはり9類は別にしても3類と2類が多いことがわかります。

このように、比率を見ると顕著にその単館所蔵の原因となるものはわかりませんでした。

それらを踏まえて、3回の検討会を経て、協定と要領を見直したわけなのですが、他にも次のような意見があったので、参考までに話させていただきます。

まず、人生訓やスピリチュアル関係の図書、宗教関係の図書についてですが、その多くは利用者のリクエストにより購入されることが多いこともありますし、人生訓においては、類書で対応する場合ということがほとんどないが、出版される数も多い割りに数年後に利用される率が少ないので、保存除外資料にしてはどうかという意見がありました。今回の見直しでは入れませんでした。今後の見直しでは改めて検討されるかもしれません。

次に地図情報についてですが、法律関係と同様に当時の地域地名施設を残す意味でも保存する必要があるのではないかという意見もありました。

保存を除外するといっても、保存してはいけないというわけではありません。アンケートに書かれた意見からも、保存していく意義はほとんどの図書館職員が理解していると思われます。今回の見直しのそもそも論として、物理的にもう容量がないのだから、せめて保存の負担を軽減させるためにどうにかしようということなのですから、旅行案内を優先保存資料としようと考えている館はなかったため、見直し対象となりましたが、本来の地図系の資料は旅行案内や旅行誌ではないため、今後も保存対象となると考えております。

一番頭を悩ませたのは実用書で、図書館の分類に実用書ってないのですよね。

ただ、各分野の実用書は類書も多いですし、内容も似ているので、単館所蔵資料だからといって、その情報がそれがないと得られないかと考えるとそうでもない。なので、実用書をどう表現するかについては図書館職員であるがゆえに逆に大変でした。

また、目指す方向性についてですが、先ほども話しましたが、「もう手一杯だからやめよう」という意味ではありません。

でも、現状の問題点を考えると、前回も共同保存場所が課題となっているのだから、その方向はないのかという考えも確かにあります。実際に、新県立図書館の構想が明確になってきて、各市町村からの意見も反映されるような状況にあるのであれば、現在分担保存している資料をどうするかなどの意見も検討できますが、まだそれは見えないものですし、だからといって、共同保存場所の確保には少なからず費用がかかるため、その保存費用負担を各館で分担できるかということ、そんな財政状況にない事実もあるため、現状の負担を軽減させ、将来を見据えた布石として見直し案を考える方向性となりました。

それに加えて、その動向が見えないものに、国立国会図書館の電子化資料の公開がありました。すでに検討を開始して、動いている館もあると思いますし、最近のニュースでも話題になっているため、ご存知の方も多いかと思われますが、資料によってはこの国立国会図書館の電子化資料で対応すれば、現物は除籍したい時にできるのではないかと考えられます。もちろん、手に取ることが出来る方が望ましいものは保存していけばよいわけですし。

他にも共同保存場所があっても、保存だけすればよいわけではなく、利用したいときに利用できる体制が必要ですから、現在の相互貸借の物流のコースを1箇所追加することになるのではないかと考えたり、汚破損資料でも保存しておいた方がよいものがあるかもしれませんし、99%の図書館が「それは確かにもう使わないね」と思っても、1館だけが「それは保存しておいてほしい」と思う場合もあるので、その仕組みをどうにかできないかということなども検討会において意見が出されました。

では、改訂前後の条文については資料等を参考にさせていただけると良いと思いますので、簡単に改訂のポイントをお話しします。

まず、協定についてですが、保存除外資料という用語を含めて、単館所蔵資料だからといって全てを保存していくというわけではないことを明記しました。

また、アンケートの時は保存不要資料という用語でしたが、もう少し「基本的には保存したい県内でオンリーワンの資料だけど保存容量がないため泣く泣く保存しないというニュアンスを含めたい」という意見もあり、色々な案が出されましたが、保存除外資料となりました。

それに加えて、前回の提案書にも暫定的なものであることが書かれていましたが、本来ISBNのない資料も保存体制を確立させなければいけませんし、現状も数年後にはまた色々と変化していきますので、暫定的を強調する意味でも当分の間を織り込みました。

もちろん、当分っていつまでなのだというところもあるでしょうが、最終的には埼玉県方式の保存体制が確立できるように協定や要領をバージョンアップしていく必要があるので、最終形態がいつになるかは私には見当がつきません。

要領については、先ほどのアンケートに基づく保存除外資料の検討と文言の検討に加えて、いわゆる実用書を含めるための表現に時間を費やすとともに、内容の変わらない新装版が出版された場合の旧版にあたるものなども追加しました。

そのため、次のようになっています。(条文の一部を読む)

アンケートからIT関係だと範囲が広くなりすぎるため、コンピュータ関係に、実用書の表現として、各分野で考えられるものを含め、それでもこぼれ落ちそうだった確定申告の方法や資格取得情報などを年版として押さえるように

しました。

医学関係とありますが、医療状況はすさまじい速さで変化していますから、数年前まで当たり前だった情報が実は正反対の効果だったり、科学的根拠のない民間療法的なものも医学関係の図書として置かれていますから、それらが対象になるわけで、本格的な医学の歴史的なものやあまり変わらない情報については変わらず保存対象となります。

また、他のポイントとしては、条文変更の大きがかりな見直しをしないでも、例えば先ほどの人生訓など保存しなくても良いのではとの意見が多数を占め、図書館協力担当者会で保存する必要がないと判断された場合というものもありますし、次の見直しまでの期限を3年や10年にすることも考えましたが、目安的に5年ということも明文化してあることがポイントとなっています。

これからのことについてですが、今年度の第2回図書館協力担当者会で改訂案は承認されましたので、来年度になって、埼玉県図書館協会総会での承認を経て、来年度第1回の図書館協力担当者会で最終報告をする流れと考えています。

そこで、手順がこれで何が変わるかと言いますと、各図書館のシステムによっては、除籍予定入力をして除籍処理ということもあるでしょうし、直接除籍処理される館もあるかもしれませんが、現在は単館所蔵資料であれば、責任をもって保存することが優先されています。その部分に変更になるため、下から3段目の保存除外資料かどうかの確認という手順が1つ増えます。

そこで、保存除外資料ということであれば、改めて、除籍をするなら除籍しても良い事になりますし、保存しようと思うことは妨げられませんから、除籍を思い直すのも所蔵館に一任されます。

今後、保存除外資料が増えるなどした場合、逆に当てはまるか判断するのが面倒になるかもしれませんが、そんな状況になる前に今のような過渡期的体制ではないしっかりしたものが確立されると良いと思っています。

今回の見直しについて検討会で出た意見も踏まえると、まだまだ課題も多いことが見えてきました。ただ、新県立図書館建設の中身が見えてくれば、共同保存場所も確保できるかもしれないという期待もあります。

そのために、要望書をどうするかなども決めておく必要もあるでしょう。図書館ネットワーク専門委員会名義なのか、図書館協力担当者会名義として自治体連名なのか、埼玉県図書館協会名で出すのか、そもそもそういう意見は出させてもらえるのかなども現時点ではわかっていない部分が多いです。

また、現在は単館所蔵資料を機械的に保存するという体制で、これからは、保存除外資料として、若干判断が含まれるようになるのですが、県域の保存判断はどういう体制で行えば良いのかなども決める必要がありますし、ISBN

のない資料をどうにかするには、機械的にやるのであれば別のシステムを考えなければいけないと思われま

そして、もし、新県立図書館の中で大きな書庫ができて共同保存場所が確保できたとしても、分担保存をすぐにやめて良いかという、時期は先になりますが、いずれ書庫がいっぱいになりますし、国立国会図書館のように書庫を増設につぐ増設というのは不可能ですから、集中保存に完全移行する場合でも先を考えないといけないことになります。

ということで、この後、集中保存方式で保存体制が確立している滋賀県立図書館の事例とその課題について等のお話を聞いて、今後の埼玉県における資料保存体制の参考にさせていただければと考えております。

以上、拙い説明ではありましたが、協定と要領の見直しまでの経過等についての説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

埼玉県における資料保存体制と 協定・要領の見直しについて

図書館ネットワーク専門委員会
加須市立加須図書館 阿部 浩和



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領の成立まで① 平成15年度～平成16年度

図書館ネットワーク専門委員会

- 都道府県立図書館へのアンケート
- 市町村立図書館へのアンケート
- 先進事例の研修会
(滋賀県立図書館・東京都立図書館)

→ 県域レベルでの資料保存
に関する調査報告



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領の成立まで② 平成17年度

- 資料保存検討委員会の設置
県立図書館・エリア毎の市町村
立図書館から13名で検討

• 図書館協力担当者会で提案
平成18年度

- 図書館協力担当者会・埼玉県
図書館協会総会で承認



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領の成立まで③ ポイント

- 埼玉版ISBN総合目録を利用
- 県内1冊のものを希少資料として各
図書館が分担保存

課題

- ISBNが付与されている
一般図書・児童図書に限定
- 将来的には、県内全体を見据えた
共同保存場所の確保等を課題



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領の成立後

- 平成16年度～平成24年度の
単館所蔵資料数の推移



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領の見直し 現状の変化

- 各図書館の書庫の空きが少ない
- 単館所蔵資料の増加
- 希少資料であっても利用されない
- 新県立図書館構想

図書館ネットワーク専門委員会内に
単館所蔵資料保存検討会
(専門委員+県立図書館員+市町村
立図書館員の12名で検討)



見直しに関するアンケート その1

☆都道府県立図書館へ

- なんらかの保存体制がある
36% (17都道府県)
- 体制
集中保存4・分担保存8・併用5

☆県内市町村立図書館へ

- 収蔵率 (収蔵数の8割以下の館)
約25% (H16) → 約10% (H25)
回答館を全て平均すると100%[※]



見直しに関するアンケート その2

保存除外資料

- 旅行案内
- IT関係
- 料理関係
- 実用書
- 手芸・工作
- 医学関係
- 法律関係

優先保存資料

- 年鑑・統計書・白書
- 小説・エッセイ・文学
- 価格
- 外国語資料
- 写真集
- 法律関係
- 単館所蔵資料



埼玉県公共図書館等における資料保存
に関する協定と実施要領の見直し経過
単館所蔵資料の分析 (加須市立加須図書館)

一般資料	460	0類	22
児童書	126	1類	43
YA	8	2類	71
郷土資料	25	3類	94
参考資料	22	4類	37
		5類	39
		6類	30
～1990	103	7類	58
～2000	201	8類	42
～2010	321	9類	99
2011～	16	絵本	15
		外国語	91



埼玉県公共図書館等における資料保存
に関する協定と実施要領の見直し経過
様々な意見

- 人生訓・スピリチュアル・宗教
- 地図情報
- 実用書とは？
- 目指す方向は？
- 国立国会図書館の動向
- 共同保存場所があっても
- 保存の必要性の判断は？



埼玉県公共図書館等における資料保存
に関する協定の見直しポイント

- 保存除外資料
「保存不要資料」から
「保存除外資料」へ
- 暫定的な措置であることを明記
「当分の間」



埼玉県公共図書館等における資料保存
実施要領の見直しポイント その1

保存除外資料

- コンピュータの関係資料
- 旅行誌や旅行案内
- 実用書
- 冠婚葬祭・医学関係
- 家政学・文例集・挨拶事例集
- 確定申告や資格情報の年版
- 作品としては変わらない旧版



埼玉県公共図書館等における資料保存 実施要領の見直しポイント その2

見直しや追加がしやすいように

- 図書館協力担当者会で保存する必要がないと判断された資料

「当分の間」をどう考えるか

- 次の見直しまでの期間
3年？5年？10年？



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領のこれから

今後の流れ

- 平成25年度
第2回図書館協力担当者会
- 平成26年度
埼玉県図書館協会総会
- 平成26年度
第1回図書館協力担当者会



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領のこれから

手順

- ISBNの抽出・県立図書館へ
- 単館所蔵資料情報の投入
- 除籍予定の入力
- 単館所蔵資料の除籍取りやめ
- 保存除外資料かどうか確認
- 必要に応じて除籍処理継続
- 保存目印等



埼玉県公共図書館等における資料保存 に関する協定と実施要領のこれから

まだまだ残る課題

- 新県立図書館建設との兼ね合い
- 共同保存場所について
- 要望書をどうするか？
- 保存体制と保存判断
- ISBNのない資料をどうするか？
- 物理容量はいずれ一杯に...



Fin

